

平成 30 年度

第 5 回総務経済分科会会議録

平成 30 年 9 月 25 日

宍 粟 市 議 会

平成30年度予算決算常任委員会第5回総務経済分科会会議録

日 時 平成30年9月25日(火曜日)

場 所 穴粟市役所501会議室

開 会 9月25日 午前10時50分

次 第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 審査・協議事項

第81回穴粟市議会定例会付託案件審査

(企画総務部)

第101号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

(建設部)

第101号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

(産業部)

第101号議案 平成30年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分

第81回穴粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

4. 閉会

出席委員

委員長	飯田吉則	副委員長	田中一郎
委員	津田晃伸	委員	東豊俊
"	大久保陽一	"	田中孝幸
"	西本諭		

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長	坂根雅彦	企画総務部次長	水口浩也
企画総務部次長	砂町隆之	財務課長	堀秀亘

(建設部)

建設部長 花井 一郎

建設部次長 寺田 美喜也

建設部次長 太中 豊和

建設部次長兼土地対策課長 榎木 隆

建設部次長兼地域建設課長 井口 靖規

建設課長 谷口 宗男

(産業部)

産業部長 名畑 浩一

産業部次長兼農地整備課長 祐谷 佳孝

事務局

係 長 岸 元 秀 高

(午前 10 時 50 分 開会)

飯田委員長 御苦労さんです。それでは、第 5 回の総務経済分科会を始めたいと思います。

まず、企画総務部の関係部分から御説明なりをお願いしたいと思います。

堀課長。

堀財務課長 それでは、事前にお配りしております総務経済分科会の資料に基づきまして御説明のほうをさせていただきたいと思います。

それでは、企画総務部関係なんですけれども、今回の予算編成の基本方針なんですけれども、まず 1 点目としまして、公共土木施設、農地・農林水産施設に係る災害復旧関連工事費、また、(2)番としまして、上記(1)以外に 9 月当初提案に間に合わなかった災害本復旧関連工事費等で、どちらも(1)(2)とも 12 月補正までに発注予定のものでございます。

続きまして、補正額なんですけれども、今回の 9 月追加補正額 7 億 342 万 9,000 円で、補正後の額が 256 億 1,870 万 8,000 円となります。

財務関係の部分でございますが、今回歳入のほうで 2 点上げさせていただいております。1 点目が 7 ページに示しております特別交付税の分でございます。これにつきましては、補正額 1,500 万円としまして、補正内容につきましては、災害廃棄物処理経費の 300 万円、また国庫補助対象の災害対策事業経費としまして 1,200 万円を計上させていただいております。

また、8 ページに繰入金としまして財政調整基金の繰入金を 2,210 万 7,000 円とさせていただきます。

一番最後、参考なんですけれども、これまでの災害関連の費用について示めさせていただいております。予備費につきましては 180 万 5,000 円、補正予算(第 2 号)専決補正の分につきましては 4 億 6,901 万 9,000 円、補正予算(第 3 号)の分につきましては 1 億 314 万 1,000 円、補正予算(第 4 号)につきましては 7 億 342 万 9,000 円の計 12 億 7,739 万 4,000 円となっております。

続いて、一番最後のページなんですけれども、これまちづくり推進部の部分になりますが、1 件だけですので、こちらのほうから報告をさせていただきます。消防防災課としまして、寄附金 100 万円ということで、匝瑳市のほうから寄附金をいただいております。その分になります。

説明は以上になります。

飯田委員長 この件につきまして何か御質問ございますか。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 2ページの市債があるんですけども、これが2億6,960万円ですか、これは全体の充当率としてはどれぐらいになるんですか。

堀財務課長 これまでの補正全体の部分でということによろしいでしょうか。

飯田委員 はい。

堀財務課長 充当率につきましては100%です。

飯田委員 100%ですか。はい、わかりました。

飯田委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようですので、これで企画総務部の審査については終了いたします。

御苦労さんでした。暫時休憩します。

午前10時55分休憩

午前11時02分再開

飯田委員長 再開します。御苦労さんです。早速ですけども、予算決算常任委員会の総務経済分科会、建設部についての審査を行いたいと思います。

部長、説明を一応お願いします。

花井建設部長 それでは、第101号議案の平成30年度の補正の関係です。災害関係になります。

次長のほうから説明します。

飯田委員長 寺田次長。

寺田建設部次長 失礼します。それでは、資料の1ページをお願いします。

まず最初に、繰越明許費の補正(追加)に係るものです。公共土木施設災害復旧事業としまして5億3,390万円の追加でございます。

理由としましては、平成30年7月豪雨に係る災害復旧事業におきまして、災害査定が10月に行われることから、工事発注がその後となることによるものです。

内容としましては、工事請負費でございます。河川14カ所、道路18カ所、橋梁1カ所、合計33カ所分でございます。

次に、歳入歳出予算の補正でございます。2ページの補正資料をお願いします。

全て7月豪雨災害に伴う災害復旧の本工事に係るものでございます。

歳入としまして、国庫支出金、災害復旧費国庫負担金を補正額3億5,610万9,000

円、また、市債の災害復旧事業債を補正額 2 億 2,430 万円、それぞれ増額するもの
でございます。

次に、歳出でございます。災害復旧費、公共土木施設災害復旧費について、災害
復旧工事費として補正額 5 億 8,050 万円、これの皆増でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

飯田委員長 説明は終わりました。

何か御質問、御意見ございますか。

東委員。

東委員 前も聞いたかもわからんけど、またちょっと教えてください。災害復旧の
国庫負担金に関してね、歳出の基準というかな、例えばこの復旧に 1,000 万円かか
るということで、それに率を掛けてぼんと出るものなのか、それとも何かほかの算
出基準があるんかな、前に聞いたんやけど、ちょっと忘れたので教えてもらいたい
と思います。

飯田委員長 谷口課長。

谷口建設課長 公共土木施設災害の場合、補助率は 66.7%ということになります。
ということで、例えば 1,000 万円の場合は 667 万円が国庫負担金ということになりま
す。ただ、今回につきましては、今後また増高申請ということで激甚災害に指定さ
れておりますので、それが 1 割とか 2 割弱程度は上がってくるのではないかと想像
されます。

以上です。

飯田委員長 東委員。

東委員 率は率としてあって、なおさっき言った 1,000 万円と見積もった場合がそ
れに決まった分。実は 1,200 万円になってしまったという場合は、当然それにも率
になるということと解釈していいんやね。

飯田委員長 谷口課長。

谷口建設課長 例えば査定を受けて、その内容で工事を発注しますと。そして、工
事の中で変更が生じますと、それが増額変更であれ、減額変更であれ、3 割以内で
あれば、特に申請が必要ないんですけれども、3 割を超えた場合、例えば 1,000 万
円が 1,300 万円を超えた場合は重要変更ということになりまして、また国の許可な
り申請認可手続が必要となります。

以上です。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 ここに工事請負費の部分で河川14、道路18、橋梁1カ所とありますが、できたら箇所図というのか、そういうやつをまたもらいたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

部長。

花井建設部長 とりあえず一度箇所図ということで、全箇所が入った分になりますけど。その中で今大体これだったら発注できるやろうというものだけ挙げてますので、また、全箇所図みたいな形でいいですか。そのうちこれだけということで。

田中一郎副委員長 飯田委員。

飯田委員 この部分はどこやということは示しているんかいな。

谷口課長。

谷口建設課長 そしたら、100カ所あるんですけども、全体の箇所図に着色のようなものをさせていただいて、これが今回の補正の分ですということでわかるようにさせていただきます。

飯田委員長 お願いします。

ほかに何か。

田中孝幸委員。

田中孝幸委員 先ほど言われたんですけども、本工事に係る補正ということなんですけども、これが全ての復旧費用というふうに考えたらいいいわけですね。あと、出てこないんですかね。

飯田委員長 谷口課長。

谷口建設課長 今回は正直12月補正までに、どうしても早目に査定を受けて発注したい分について33カ所計上させていただいております。12月補正で残りの分、そして新たにちょっと国の予算の配分があるんですけども、今年満額つくとか、今年は8割ですよとか、いろいろあるもので、その中でまた3月なり新年度なりに上げていきたいと思っております。

以上です。

飯田委員長 田中孝幸委員。

田中孝幸委員 はっきりまだわからんとは思うんですけども、全体的にこの補正組まれておる5億8,050万円という数字は大体でいいんですけども、今のところ3割ですとか、そんなんはわかるんですかね。

飯田委員長 谷口課長。

谷口建設課長 今回災害査定ということで、3回、8次査定、9次査定、10次査定

と受けるんですけれども、全てをトータルしまして、今、申請事業費としましては約16億円になっております。

以上です。

飯田委員長 全体で16億のうちの5億、3分の1やね、今。

ほかに。よろしいですか。

西本委員。

西本委員 これに上がってきているのは、比較的小規模のものになると思うんですけども、どうでしょうか。

飯田委員長 谷口課長。

谷口建設課長 例えば査定が早く終われば、それから早く発注できるんで、比較的早い査定のものが主になります。原則的には早く査定を受けたものから発注して行って、特にそれ以外にも緊急性のあるものを早く打っていくということで選別しております。

以上です。

飯田委員長 東委員。

東委員 もう一回、確認の意味で教えてください。さっきの復旧費の国庫の負担金だけでも、66%はいいですよ。さらに査定がまた増になった場合の対応もオーケー、ここまでかかりましたと。さらに激甚指定の場合は何ぼアップ言うたかいね。

谷口建設課長 1割なり2割。

東委員 1割から2割。

谷口建設課長 大体80%ちょっと切れるんやないかなという想定です。

東委員 70以上になるということは間違いはないね。そういうことやね。はい、わかりました。

飯田委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ないようでしたら、これで建設部の審査を終わりたいと思います。

御苦労さんでした。暫時休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時12分再開

飯田委員長 再開します。それでは、予算決算常任委員会の総務経済分科会付託案件の審査を行います。

産業部に係る部分についての審査に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、部長。

名畑産業部長 今回の補正の概要につきまして、私のほうから説明させていただきます。

この災害につきましては、7月6日、7日に発生した豪雨に伴う復旧費用を上げております。

まず、7月20日の専決対応ということで、当初の応急復旧とか、その分については専決のほうで対応いたしまして、上げさせてもらっているところがございます。今回の追加ということで、第4号で追加を上げております。これについては早急に売りたいもの、年度内に発注が可能なもの等について整理をいたしております。

まず、農業振興費と農地整備費、それから、まち・にぎわい課のほうのその他公共施設の災害復旧ということで上げております。

私のほうからは、まち・にぎわい課の観光施設の復旧について説明させていただきます。

資料は最後のページなんですけれど、まず、東山のコテージ村に河川があるわけなんですけれど、そのところの河川のほうが大きく被災を受けまして、魚つかみとか、そんなところをしているところなんですけど、その河川工事費を1,000万円計上いたしております。

それと、フォレストステーションの土砂撤去ということで、これは遊歩道に係る分の土砂撤去150万円、それからちくさ高原のスキー場、これはゲレンデと駐車場、場内の道路、これの修繕に係る分が577万6,000円を計上いたしております。

この負担金のほう、19節のほうで上げている分につきましては、早急に復旧しまして、施設のほうを早急に利用に供するために負担金として上げております。河川のほうについては、工事費として1,000万円計上という形になっております。

財源といたしましては、公共施設の災害復旧事業債を1,440万円計上させていただいております。

そのほかにつきましては、農地整備課長のほうからお願いいたします。

飯田委員長 祐谷次長。

祐谷産業部次長兼農地整備課長 それでは、補正第4号の関係分、農業振興課分の補正の内容を説明させていただきます。

農業振興課としましては、歳出予算としまして、19節補助金のほうを補正してお

ります。この補正というのは、平成30年7月豪雨に伴う防護柵の復旧、34集落、3,522メートル分の補正であります。

補正理由としましては、鳥獣防護柵、本来災害復旧事業のこういった額はなかったんですけども、今回の激甚指定という形で21年災害のときの支援事業同等という形で応急仮復旧の考え方がなかったんで、流出土砂等の撤去後、本復旧となるこの防護柵の支援をしております。この支援について550万円支援策をしております。これは8月の農会長会で一応説明させてもらって、要望を取りまとめた結果に基づいて今回提案させていただいております。

それと、引き続き農地整備課分の第4号補正の内容を説明させていただきます。

歳入予算としまして、分担金及び負担金という形で農地分として500万円掛ける17%、それと施設としまして691万3,000円と1,000万円の17%、これ、その額の内訳は歳出のほうにもあるんですけども、その17%の分担金を歳入予定としております。17%は分担金徴収条例の上でなんで、今現在、査定受検の準備中なんで、この補助率というのは今から補助率増高申請があって変わってきますので、一応今のところは市の条例で定めた17%を分担金として予算計上しております。

それと、県支出金、これも農地5,000万円の50%、施設は先ほどと同じく691万3,000円と1,000万円の65%、それと委託費としまして農地480万円の50%、施設の3,100万円の50%という形で計3,139万3,000円の災害復旧費補助金のほうの補正をしております。

あと、財源のほうは市債としまして、農業用施設災害復旧事業債として充当率90%、先ほどの1,691万3,000円から補助金と分担金を引いた分の9割の充当率という形で計2,730万円の農業用施設災害復旧事業債、それと施設のほうで農地災害事業債としまして、これも上記の分担金と補助金を差し引いた起債充当率90%という形で補正額計360万円の歳入補正をしております。

引き続き歳出なんですけども、順次、農地と施設という形で目が11、12と分かれてますんで、まず農地のほうとしましては、消耗品関係として図面袋、コピー代等10万円。

測量業務委託としまして1件80万円の6件という形で農地では480万円。

災害復旧事業債、これは緊急的に災害の早期復旧という形で、今現在10件だけ、たつの市が急遽受けられないという形で宍粟市受けてもらえないかという形で11件査定を既に行いました。一応提案どおりで申請、承認をいただいたんで、そういった形で緊急性のあるものの発注を当初5件分だけ今置いております。

それと、これは災害復旧支援事業という形で単独の復旧支援なんですけども、各旧町単位4町で10件、ちょっと50万円以上あるもので、なかなか補助の災害の適用にならないものというのがやっぱり適用除外関係がありますので、それを10件分の1,660万円の補正をしております。

それと、続きまして、農業用施設災害復旧費としまして、これも消耗品として各市民局のコピー代等15万円。

それと、測量業務委託、これが施設分としまして80万円の30件、それと1件、橋梁費があります。700万円を足しまして3,100万円を補正しております。

次に、施設の災害復旧工事費なんですけども、これは691万3,000円の1件と、せんだって査定を受けた分、5件分、1件当たり200万円ぐらいを仮定しまして計1,691万3,000円の工事費を補正しております。

最後に、先ほどの農地と一緒に補助適用除外分という形で各町10件分、約50万円の83%という形で、これも災害復旧支援事業の補助金として1,660万円の補正をお願いしております。

以上で農業振興課分と農地整備課分の第4号補正の説明とさせていただきます。
飯田委員長 ありがとうございます。

一応これで説明は終わりました。内容について質問、意見等がありましたらお願いいたします。

東委員。

東委員 ちょっと確認の意味で教えてほしいんですけども、シカの防護柵があるわね。シカの防護柵は設置は当然地元負担と補助と両方で成り立っていますよね。設置後の修繕とか、これはもう補助関係なしに地元で負担しなさいと、こういうちゃんとした取り決めがあると思うんですけども、たまたま豪雨で土砂の関係で、シカの防護柵の修理を必要とすることになった場合は、修理修繕に関してはどうなるのかなあと、それは。

飯田委員長 祐谷次長。

祐谷産業部次長兼農地整備課長 先ほど委員さんのおっしゃられたとおり、今回土砂で山際の集落を取り囲むシカ柵がかなり被害を受けております。今回に関しましては、その分に関してはその材料費、消費税は含まない材料費の9割までは市が補助して復旧に当たるという形で、支援策として今回提案させてもらっております。

飯田委員長 東委員。

東委員 じゃあ、材料費の9割、ほとんど材料費はという考え方やね。そうすると、

修繕に関してはやっぱり A 地域なり B 地域が負担せないかんということは変わらんわけや、災害であっても。しかもなお、今回激甚指定ということもあるみたいやけども。そういう場合でもやっぱり A 地区、B 地区で負担をせないかんということやね。
飯田委員長 祐谷次長。

祐谷産業部次長兼農地整備課長 A 地区、B 地区、そうですね、確かに人件費等は見れないんですけども、A 地区、B 地区というのは、何々集落の中で A 地区、B 地区、それは災害復旧のほうで適用になるという形でできておりますんで、例えば山崎自治会みたいなところで 3 カ所あれば、3 カ所分、その数量と見積書のほうを出していただいたら、申請がいけるというふうに聞いております。

飯田委員長 東委員。

東委員 要は、地元負担はゼロと解釈していいんかどうかを聞いとるんやで。

飯田委員長 祐谷次長。

祐谷産業部次長兼農地整備課長 地元負担は事業費で言えば、結局設置する負担とかは地元が持たれるんで、材料費の 10% と、やっぱり設置する負担はやはり地元をお願いするという形になっております。

飯田委員長 田中孝幸委員。

田中孝幸委員 もう一つ関連してなんですけども、川添いなんですけども、川で流れて、そこを補修したと思うんですけども、その残骸処分をどういうふうに考えたらいいかだけ教えてください。

飯田委員長 祐谷次長。

祐谷産業部次長兼農地整備課長 先ほど委員さんが言われたとおり、設置のほうの材料費のほうは 9 割まで補助が出るんです。それで、逆に今度は撤去のほうに関しましては、今度は農地整備課の災害復旧支援のほうで、土砂撤去として土砂と一緒にもうシカ柵等がなっているのは、土砂と一緒に撤去費用、業者が撤去の費用と土砂の中に盛り込まれることもあるし、もうそれも込みで申請という形で、撤去のほうは施設のほうの既存の施設がこの災害によって被災を受けたという形なんで、農地整備課のほうでの農地農業用施設のほうの被害の申請のほうで撤去のほうは取り扱っております。

飯田委員長 田中孝幸委員。

田中孝幸委員 シカ柵の鉄の部分だけ丸めて置いてあるんです。土砂は関係ないんですけども、もうそれがどないしたらええんかわからんから、山積みしとんのですわ、川端に。この間、それこそ農会の関係の人に聞いたら、もうしやあないで、来年の

4月の河川改修のときに出しゃいいがなって言うて、それでもええんかなって思いながら、せやけど邪魔になるし、どないしたもんかなという思いをしょったんですけども、どないしたらええんですかね。

飯田委員長 祐谷次長。

祐谷産業部次長兼農地整備課長 また自治会のほうで連絡していただいたら、もしかしたら、巻き巻きにできるタイプなんで、もしかしたら再利用、今言われたように廃材としてだったら、そうですね、家屋の廃材と一緒に持ち込むこともできたかも。ちょっとその辺は上とも、各指定の廃材の置き場が決まっておったんで、なんですけど、今、再利用を検討されるで置かれておるんかちょっとわからないんですけど。

田中孝幸委員 再利用は全然考えてない。ほん置いておるだけなんです。邪魔なんです。どないしたらええかなと思って。

祐谷産業部次長兼農地整備課長 撤去のほうは一応その受益者の方でお願いするという形で、新しくこの災害に関連しての支援のみという形で、今回この鳥獣防護柵の復旧支援のほうは提案のほうをしております。

飯田委員長 よろしいですか。ほかに何か。

田中一郎副委員長。

田中一郎副委員長 この流出の土砂等の等の中には倒木のみでも入るのかな。倒木があって、どーんとしとう場合、明らかに災害で根から、うちのほう、ようあるんですね、急斜面が多いから。そういう場合の等というのは、倒木とか、そういう部分は入るとるんですかね。ちょっとこの文章に書いてあったんで。

飯田委員長 祐谷次長。

祐谷産業部次長兼農地整備課長 流木のほうは本当に判断の難しいところで、今のところ、流木の撤去、出てきた山のほうは最終的には河川にある流木の撤去、市管理河川区域と県の管理河川区域いうので分かれて、今、順次振り分けして撤去のほうをしております。それで、確かに山際の農地に土砂と一緒に流木が流れてきた撤去も、うちのほうの農地整備課の中の災害復旧にも当然盛り込んでもらえるんですが、なかなか山から崩れてきて個人農地に入ったというのは、一応うちのほうも負担を伴うんで、農地の人が何でわしが土砂をとらなあかんのやという、その申請のほうで費用負担のほうが山の人とちゃんと話ができて、やっぱり被害を受けつつのは農地であるんで、農地のほうの方から申請を受け付けはできるんですけど、そのときのちゃんと後半分の受益者との負担部分の調整ができておれば、農地のほ

うで今現在は受け付けております。

田中一郎副委員長 了解しました。

飯田委員長 よろしいですか。ほかに何か。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 よろしいですか。質問、意見ないようでしたら、これで産業部の関係部分の審査を終わりたいと思います。

御苦労さんでした。暫時休憩します。

午前 11 時 29 分休憩

午前 11 時 30 分再開

飯田委員長 再開します。それでは、第81回宍粟市議会定例会付託案件審査の参考賛否をとりたいと思います。

企画総務部と産業部と建設部の関係が出ております、第101号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第4号)の関係部分です。

これについて、何か御意見ございましたら。

東委員 思いはあるけども、意見は言えないな。

飯田委員長 まだね、実際のところ、ほんまにどっちに転ぶかわからんようなとこのあれになると思うんで。査定が終わっておらんのでな。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、それがないんやったら討論もないということでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 それでは、第101号議案の関係部分についての補正に賛成の方の挙手を求めたいと思います。

(挙手全員)

飯田委員長 6名、全員賛成ということで決定したいと思います。

意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

飯田委員長 ありがとうございます。

では、報告します。これで本日の分科会を閉会します。

田中一郎副委員長 これで終わります。どうも御苦労さんでした。

(午前 11 時 32 分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務経済分科会 委員長 飯 田 吉 則